

コンプライアンス行動憲章

5. 会社の責任

1. 経営者や管理職等の責任

- 会社は、FUSOグループのコンプライアンス上の問題を把握し、組織的な是正と再発防止が行われるよう、コンプライアンス委員会その他必要な機関を設置するなど、コンプライアンス体制を構築します。
- 会社は、経営者のリーダーシップと、管理職等幹部社員の率先垂範により、コンプライアンス体制の実効的な運用を確保します。

2. 報告・相談窓口の設置と運用

- 会社は、コンプライアンス違反の発生を予防し、または早期発見・是正するため、社員が法令等への違反の他、コンプライアンスに反する事態に遭遇した場合に、会社の危機を知らせ、あるいは自身の不安を取り除くための報告・相談窓口を設置し、適切に運用します。
- 私たちは、報告・相談窓口の設置された意義を理解し、必要な際には積極的に利用します。

3. 問題発生時の対応と厳正な処分

- 会社は、コンプライアンス上の問題が発生した場合には、迅速な調査に基づき早期の解決・是正を図るとともに、原因究明に基づく再発防止を図ります。ステークホルダーに対しては、適時・適切な情報開示と説明責任を果たします。
- 会社は、コンプライアンス違反を犯した社員に対して厳正な処分を臨むものとし、これに必要な懲戒システムを構築し運用します。

4. 教育・研修の実施

- 会社は、コンプライアンス体制を機能させ、維持・向上を図るため、必要な教育を企画し、研修機会を確保します。
- 私たちは、この研修を真剣に受講し、コンプライアンスに関する知識と意識の向上に努めます。